

参政党 新憲法「構想案」を読む

5

参政党の「新日本憲法（構想案）」（以下、「構想案」）で、強い疑念を集めているのが「国民の要件」を定める5条です。

「国民の要件は、父または母が日本人であり、日本語を母国語とし、日本を大切にすることを有することを基準として、法律で定める」とします。

「父または母が日本人」という要件は、日本に定住し、社会的活動や生活面で日本での実態・実績があり、日本語能力など「帰化」に必要な要素を満たす外国人の国籍取得を、「血筋」のみを理由に不可能にするもの。「人種主義、排外主義」との厳しい批判の声が出ています。

「日本語を母国語とし」という要件については、「父または母が日本人」でも、外国で生まれ最初に学び身につけた言葉が日本語でない人もいます。その人も国民になれることになります。

思想統制

重大なのは「日本を大切にすることを有する」かどうか——これを一体誰がどのように判断するのかです。「国民の地位」を極めて不安定にし、国による思想統制など乱用の危険が極めて大きいと言わざるを得ません。「国民」と「非国民」の選別です。

「日本を大切にすること」には「國體（国体）」観念も影響して、実際、外国人に関する19条4項では外国人の「帰化の条件」として「国柄の理解及び公共の安全を基準に」という要件が附加され、「国柄（國體）」への「理解」が国籍取得の条件になっています。

こうして国が「國體」という特別な思想的価値を独占し、「国民の要件」を決める以上、これに対する批判は許されないうことになりかねません。

同党の神谷宗幣代表は、戦前の治安維持法について「悪法」と言うが、共産党にとって悪法だった。共産主義者を取り締まるものだった」と述べ正当化。「社会にとつ



国会に向け、差別や排外主義、強制送還などをやめろとアピールする集会参加者
11月5日、国会正門前

「国民の要件」に排外主義

では必要だった」と言わなければなりません。「國體の變革」を目指して結社した者の検挙、処罰が再現される危険Ⅱ「治安維持法の復活」が杞憂（きゆう）といいきれるでしょうか。

国民弾圧

「国まもり（国防）」の章には「外国人と外国資本」に関する規定（19条）を置き、その1項で「外国人の入国及び在留条件は、国が主権に基づき、自由に決定することができ」としています。

こうなると外国人の政治的言論について政府が「不適当」と判断すれば在留許可を「自由」に取り消せることになり、外国人の人権を不当に侵害しかねません。外国人にも精神的自由をはじめ可能な限り基本的人権が保障されるべきという世界の流れに反します。

さらに19条2、3項で、外国人・外国資本への土地の譲渡を禁止し、外国人の所有する不動産の没収を可能とし、外国人の参政権を無条件に否定するなど、排外主義的色彩が色濃く表れています。

しかも、22条3項で「すべて公務員は、日本国民であることを要する」として外国人を公務から排除。さらに「帰化」が認められた者も、「三世代を経ない限り、公務に就

くことができない」（19条4項）としています。これでは、そもそも「血筋」がなければ帰化はかなわず公務に就けないうえ、血筋があり母国語が日本語であるなど極めて限定的な条件のもとで帰化が認められても、ひ孫の代までは公務に就けません。排外主義むき出しです。

重大なのは、外国人に対する排外主義と国内の批判勢力に対する危険な抑圧志向が一体となって表れていることです。排外主義が、自国民への弾圧、差別に向かう異質の危険を示しています。その根本に「國體」観念が影を落とします。

『國體の本義』（戦前の文部省思想局が発行）は、日本における「臣民」は西洋諸国における「人民」とは全くその本性を異にするとして繰り返す「世界無比の我が國體」と日本の優位性を強調。「國體の本義」を体得することは、個人主義の行き詰まりに苦しむ世界人類のためであると、ここに日本の世界的使命があると強調しています。

こうした自国優越、自国中心の思想が排外主義や侵略正當化の土台にもなり、対内的には批判勢力に対する徹底した弾圧の土台ともなっています。（つづく）